

5月10日 都市消防委員会（田口一登議員・青木ともこ議員）

久屋大通（北 テレビ塔地区）の再生計画 規制緩和で民間が公園施設を設置・管理・運営

5月10日の都市消防委員会で、「久屋大通の再生」について説明がありました。2004年に名古屋市都心部将来構想が策定されたのち、2013年度には栄地区グランドビジョンを制定し、2014年度には「久屋大通の再生にむけた整備の考え方」が示され、社会実験やシンポジウムが行われてきました。昨年度に有識者懇談会が5回開催され、今年2月の「久屋大通のあり方」についての提言を受け、今回の公表に至ったものです。

改正都市公園法でパークPFIを創設 民間が公園施設を管理運営

計画では、久屋大通を賑わいと魅力ある空間として再生する方向で、エリア別にイメージ案を示し、4つの課題と方向や視点を示しています。今回は北・テレビ塔エリアの具体策が示され、事業手法として改正都市公園法で創設されたPark-PFIによる民間活力の導入をするため、行政も応分の負担をするとともに、必要な規制緩和を行うとしています。

さかえ川撤去、モニュメント移設

再生の方向性として、老朽化したさかえ川を撤去し、大きくなりすぎた樹木を

減らし、友好都市のモニュメントも移設して段差を解消。カフェなどのくつろぎ空間や防災機能を強化するなどの提案を民間事業者に求めていく、そのために現行の建ぺい率2%はもう限度いっぱいなので12%まで拡大して施設を充実してもらうことが示されました。

民間事業者による事業展開の想定としては、物販、飲食施設や展示、イベント施設などが示されています。

建ぺい率を2%から12%に拡大

集客施設として、ショールーム、展示館、物販、集客施設が提案されていることに対し、「緑豊かな北エリアはどうするのか。どの程度の大きさの施設が可能か」との質問に「北エリアの安らぎ空間に配慮したものを募集したい。12%まで上げると5800㎡が可能となる。民間からどういう提案があるかによるが1つの大きなものは想定していない」と回答がありました。田口議員は「緑の空間、テレビ塔のある中で景観が損なわれないように」と求めました。

住民意見を聞くことが必要

計画推進の手法について田口議員は「公募から決定までに住民の合意を得る仕組みを」求めました。当局は「方針決定前に意見を聞く。あり方（案）の公表で意見を募集、地域にも説明。その後に公募を行う。」と答えるのみでした。田口議員は「方針前に聞くのは当然。大高の恐竜ランドでは公募後には住民説明も開かず住民から反対の声が出た。公募した後の手続きで住民意見を聞くことが必要だ」と指摘しました。

市民が利用しやすい公園に

もちの木広場などは民間が管理運営することで使用料はどうなるのかとの質問に「現在と同じになるべきだが検討する」と答弁。田口議員は「使用料も含め、市民が使えなくならないように」と求めました。

市民からの意見を募集します

5月20日から6月11日まで市民意見の募集も行います。住宅都市局都心まちづくり課 FAX972-4171へ



【参考】Park-PFI制度の創設＝改正都市公園法（2017年4月28日成立）

- ・都市公園の魅力向上とストック効果向上を目的に、民間事業者の資金やノウハウを活用するため、民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度を創設。
- ・都市公園内で飲食店、売店等の設置管理者を公募、得られた収益は広場等の整備に還元することを条件に特例措置が受けられる。整備費の公的負担のうち1/2は国の支援。
- ・許可期間を10年から20年に拡大。建ぺい率を2%から12%に拡大。駐車場や看板、広告塔の設置を可能にする。

【イメージ図】

